

産後ケア事業の利用について

～県内の場合～

赤ちゃんを出産後は、新生活を楽しむ一方で、お母さんの心と体の状態は不安定になりやすくなります。出産後に適切なケアを受けることで、お母さんが安心して子育てができるよう、南越前町では「産後ケア事業」を実施しています。ぜひご活用ください。

産後ケア事業について

対象者	南越前町に住所がある産婦のうち、家族等から十分な家事や育児等の援助が受けられない方のうち、次のいずれかに当てはまる方 ① 産後の心身の回復について不安がある ② 育児（授乳等）に対する不安がある ③ その他支援が必要な状態にある		
利用の時期・回数	産後1年未満の間に2回まで (デイサービスB型、宿泊型は産後4カ月までの方が利用できます。)		
産後ケア実施者	福井県助産師会に加入している助産所（師）※裏面の産後ケア事業実施助産所（師）一覧参照		
事業内容		費用（上限額）	利用料（上限額） ※費用の1割をご負担いただきます。
アウトリーチ型 (産後1年未満)	方法：自宅訪問 ケア：右欄①～⑤ 時間：2～3時間	①保健指導 ②授乳指導（乳房マッサージ含む）	5,093円
デイサービスA型 (産後1年未満)	方法：実施施設に来所 ケア：右欄①～⑤ 時間：2～3時間	③療養上の世話 ④心理的ケアやカウンセリング	5,093円
デイサービスB型 (産後4カ月未満)	方法：実施施設に来所 ケア：右欄①～⑧ 時間：6～8時間	⑤育児に関する指導や育児サポート ⑥休息	16,500円
宿泊型 (産後4カ月未満)	方法：実施施設に来所 ケア：右欄①～⑧ 時間：24時間（一泊）	⑦乳児の養育 ⑧食事の提供	33,000円
【その他の事項】			
○利用料について ・ 上限額を超過した費用は自己負担になります。 ・ 利用料は助産所（師）に直接ご負担ください。			
○利用料の免除について 以下の世帯に属する場合は、利用料が免除されます。 ・ 生活保護法の規定による被保護世帯に属する方 ・ 利用予定日の初日の属する月の年度の町民税が非課税の世帯に属する方 ・ 天災その他やむを得ない事情により利用料に支払いが困難と認められた世帯に属する方			
○多子加算について ・ アウトリーチ型及びデイサービスA型の場合、子1人あたり750円上限に加算します。 ・ デイサービスB型において多子の場合、子1人あたり2,750円上限に加算します。 ・ 宿泊型において多子の場合、子1人あたり5,500円上限に加算します。 ・ 利用料は費用に多子加算分を合計した額の1割をご負担いただきます。			

産後ケア事業利用の流れ(県内・県外)は別紙をご参照ください